

日向国延岡藩主内藤政順・充姫夫妻の婚礼

神 崎 直 美

はじめに

筆者は近年、延岡藩主内藤政順の夫人であった充姫（後に充真院と称す）⁽¹⁾について、その人物像を明らかにする試みを進めている。これまでの検討では、充真院が当時手元に置いていた書物、自らが執筆した著作など、充真院の蔵書として現存する写本類を主たる素材として、充真院の知性や感性を分析した。

充真院について関連史料を調べる過程で、婚礼に関する史料が検討の素材としてふさわしい質量共に現存していることを確認した⁽²⁾。これらの史料をひもといて、拙著で若干ふれたことがあるが、読み物としてまとめた著作であったことや、枚数制限の事情から根拠となる史料について、引用して論述することが叶わなかった。そこで、本稿では政順・充姫夫妻の婚礼について、内々に動き出した時点から輿入れ当日までの様子について、婚礼関係史料のごく一部ではあるが、注目すべき部分を典拠として示しながら紹介したい。

ささやかな検討ではあるが、充真院研究の一端として、さらには内藤家における婚礼研究の端緒として、さらには近世大名家の婚礼研究としての一事例提示になればと思う。

(1) 拙著『幕末大名夫人の知的好奇心―日向国延岡藩内藤充真院―』(岩田書院、平成二十八年)。

(2) 政順・充姫夫妻の婚礼に関する史料は、譜代藩の藩政文書の白眉といわれる内藤家文書の中に存在する。内藤家文書は現在、明治大学博物館が所蔵している。該当する婚礼関係史料とは、「御縁組一件此方様方問合候下書並懸合向等」(文化十一年八月より、第一部・四家・七三三)、「政順様御婚礼御双方問合書付留帳」(文化十一年十月、第一部・四家・七四四)、「政順公御奥方充姫様御縁組一件」(文化十一年八月より、第二部・一家・四四四)、「充姫様御縁組奉札留案詞」(文化十一年、第二部・一家・五〇〇)、「御縁組一件掃部頭様衆より問合書写」(文化十一年、第二部・一家・四三三)、「御婚礼御規式ノ次第」(第二部・一家・二一九)、「充姫様御婚礼御祝物御答札」(第一部・家四・一三九)、「充姫様御縁組御里披之説御目録」(第一部・家四・一四〇)などである。その他に、家老の御用日記である「文化十二年 万覚帳」(第一部・七万覚帳・一〇三)にも婚礼に関する記載がある。

(3) 前掲拙著の一―一五頁に簡略に示した。

一 両家および政順と充姫

大名家の婚礼で重要なことは、婚礼とは家の問題で家同士の結びつきであり、家相互の格がつり合うことが重要である。実際に夫婦になる男女自体に婚礼を結ぶか否かの意向を問うこともなく、興入れの当日に初めて会う場合が主である。¹⁾ 大名家にとって婚礼とは、家としての一大事業である。どのような家と婚礼によ

り縁戚関係を結ぶかは、その後の家の立場にも影響を及ぼす。

藩の一大事業である婚礼は、その準備段階から担い手を勤めるのは家臣団である。家臣の中でも重臣に位置づけられる者たちが、使者として派遣され、その活躍により実現する。使者らのやりとりも、儀礼を重ねながら進めてゆく。さらに、贈答儀礼が尊重された社会ゆえ、両家で度々贈答儀礼を繰り返しながら、輿入れの日を迎える。

法制度の面からは、結婚可能な年齢について法規定は無いが、結婚に際しては幕府に届け出て許可を得ることが近世初期から武家諸法度で規定されていた²⁾。

さて、内藤家と充姫の実家である井伊家を家格から見よう。両家はいずれも譜代大名である。しかし、石高は内藤家が七万石、井伊家が三十万石で、井伊家は譜代大名の中でも抜群に高い石高を幕府から与えられた家である。しかも、井伊家は大名として幕閣における大名としての役職のトップである大老を任せられる数少ない家の一つである。

幕府への貢献という点では、内藤家は近世前期の磐城平藩に領国を有していた頃に、藩主忠興が大坂城代を勤めたのみであり、要職につく機会を得ていない。しかし、両家とも徳川家から実に信頼の厚い家である。しかも内藤家は、近世後期に尾張家から養子を迎えて藩主としており、御三家との縁戚関係もあった。したがって、両家の婚礼は双方ともに格好の縁組であったといえよう。

次に、内藤政順と充姫について、簡単に紹介しておこう。内藤政順は、寛政十年（一七九八）二月に日向国延岡藩主の家に誕生した。幼名（通称としても使用）を亀之進という。文化三年（一八〇六）十二月に、わずか九歳で藩主に就任した。当家の歴代藩主の中で、就任年齢が最年少の藩主である。その後、天保五年

(一八三四) 八月に享年三十七歳で亡くなるまでの間、二十八年間の長きにわたり藩主を勤めた³。藩主在任期間は内藤家歴代藩主としては三番目に長い。尤も、少年藩主として就任したので、その藩政の初期の時期は、藩の首脳陣らが全面的に藩政に取り組んだと見なしてよからう。

次に充姫についてである。充姫は寛政十二年(一八〇〇)閏四月に、近江国彦根藩の藩主井伊直中の九子(四女)として生まれた。井伊家と言えば、幕末の大老として名高い井伊直弼が思いうかぶ。実は、充姫は直弼の異母姉である。充姫は好奇心豊かな才女であり、旅日記「五十三次ねむりの合の手」に代表される著作物がある。夫である政順が逝去した時に、充姫は三十五歳であり、以後、充真院という法号を称す。当時としては長命であり、明治十三年(一八八〇)十月に八十一歳で没した。

さて、以後の章で政順・充姫に関する婚礼関係史料の中から、注目すべき数点をピックアップして紹介したい。特に、その準備段階を中心に紹介し、大名家の結婚事情の一端を明らかにしたい。

(1) 大名家の場合、婚礼の当日に初めて結婚相手と顔を合わせる場合が主であるが、例外もある。充真院の孫娘の光姫である。充真院の異母弟で政順無き後に内藤家の藩主を継いだ政義は子供が多数生まれたものの、後継者となる男子が育たなかったため、光姫に婿養子を迎え藩主とする予定であった。婿養子は遠江国掛川藩主大田家から迎えた政舉である。六本木屋敷で充真院と生活していた光姫は、将来の夫となる予定の政舉に、虎ノ門屋敷で会う機会があった。しかしながら、婚礼を挙げて正式に夫婦となる前に、光姫は病没してしまった。

(2) 武家諸法度では繰り返し大名の婚礼を届けるよう規定している。例えば、初の武家諸法度として二代将軍秀忠の頃、慶長二十年(二六一五)七月に発令されたいわゆる元和令では、その第八条に「私不可締婚礼事」^{〔徳川禁令考〕}前集第一、六二頁、(平成二年版、創文社)とある。三代将軍家光の折に改定された寛永十二年(一六三五)六月に発令された寛永令は第八条に「国主、城主、一万石以上并近習、物頭者、私不可締婚礼

事」(右同書、六四頁)と、私婚の禁止を規定した。四代將軍家綱により発令された寛文三年(一六六三)五月の武家諸法度は、寛永令の第八条と本文は同文であるが、さらに附書として「附、與公卿於結縁辺者、向後達奉行所、可受差図事」(右同書、六五頁)と大名が公家と婚禮する場合について追加した。五代將軍綱吉による天和三年(一六八三)七月の武家諸法度も第八条に「国主、城主、一万石以上、近習并諸奉行、諸物頭者私不可結婚礼、総而公家と於結縁辺者、達奉行所、可受差図事」(右同書、六六頁)と同様の内容を規定した。六代將軍家宣の頃、宝永七年(一七一〇)四月の武家諸法度は第十四条に大名の婚禮に関する規定が記載され、表記こそは漢字・仮名混じりであるが以前の規定と同内容である。八代將軍吉宗が発令した武家諸法度は五代將軍綱吉による天和令を継承し、以後、武家諸法度を発令した將軍らも天和令にならった。なお、政順・充姫夫妻の婚禮は十一代將軍家斉の治世時であり、天和令と同文の武家諸法度が発令されていた頃である。

(3) ちなみに、内藤家の藩主で政順に次いで若く藩主に就任したのは政樹で十三歳、その次が義稠の十四歳である。藩主としての就任期間が最も長いのは政樹で三十八年、次が忠興の三十六年、三番目は政順と政義で共に二十八年であった。

二 輿入れまでの段取り

婚禮は藩としての一大事業であるゆえ、その記録は大名の個人としての文書群ではなく、一連の藩政文書の中に残る。婚禮に向けて両家で折々に取り交わした書簡や覚などの書類は、冊子に写し取られて、表紙に題名を付して大切に保存される。現在、政順と充姫の婚禮に関して、分厚い竖帳をはじめとする一連の史料が残っている。^①

これらの書類から、政順と充姫の婚禮の相談開始から完了までの経過を眺めると、左記のような段階を経ている。まず、両家が内々で交渉を重ね、次に両家のやりとりが熟した時点で改めて「表立」って縁組の約

束を交わし、その後、幕府に婚礼の許可願いを申請し許可を経て、さらに準備を進めて、婚礼当日に至る。相談開始当時、政順は十七歳、充姫は十五歳である。当時、政順は青年藩主であり、充姫は彦根藩藩主井伊直亮（なほあき）（充姫より六歳年長、当時二十一歳の青年藩主）の妹という立場である。

結局、婚礼は翌年の文化十二年（一八一五）六月となった。幕府の許可を得てからは六ヵ月後であった。したがって婚礼の準備期間は約十ヶ月である。この準備期間が大名家の婚礼一般として長いのか、それとも短いのかは、個別事例研究が十分に提示されていない現時点では不明である。

さて、政順と充姫の婚礼準備開始について見ておこう。最初の書類は婚礼準備を内々に始めた八月二十一日の様子をまとめたもので、「政順公御奥方充姫様御縁組一件」に詳しい。^①

冒頭の記録は左記の通りである。

戊八月廿一日 快晴

一殿様江、此度井伊掃部頭様御妹女 充姫様御事御縁組被為、及御内談候付、右為御使者御留守居今村与一
右衛門染帷子麻上下着、今朝五時出宅、彼方御内玄関江罷越、御取次案内、御内玄関上之間江被通、無程御城使
脇十次右衛門被出面会、御口上之趣取繕申述、左之手扣書差出候処、委細被成御承知被成候旨二付、猶
是方も御同様御使者を以、御答可被仰進旨、御返答被仰出候、上包・手扣ト認美濃紙、上下折かけ料紙大
奉書

充姫様御事、亀之進様江御縁組被成度候、此段為御内談以御使被仰進候、

内藤亀之進様御使者

今村與一右衛門

一右御使者之節、与一右衛門当時持参、左之通懸合、

この冊子の冒頭は、婚礼という慶事の開始日の天気から記載している。快晴であり、いかにも幸先が良い。しかも、内藤家の公的記録に初めて登場した充姫の名に「ミツ」と振り仮名を施している（写真1）。当時としても珍しい呼称だからであろう。本文の内容は以下の通りである。

亀之進様について、この度、井伊直亮様の妹・充姫（みつと称す）様との縁組の内談を進めることになった。縁組を申し入れる使者として、内藤家の留守居・今村与一右衛門知郷²が染帷子と麻の上下を着用して、今朝の五つ時―午前八時頃―に出発して、井伊家の上屋敷の玄関に到着した。

取次の者に案内されて玄関側の上ノ間へ通されると、間もなく井伊家の城使・脇十次右衛門豊矩³が面会にやってきた。今村が縁談申し入れの言葉を体裁を整えて伝え、持参した手控書を脇に差し出すと、脇が承知したと返事をした。なお、今後も今回と同様に使者を派遣して準備を進めていくのである。

内藤家から井伊家へ使者を派遣したこと、対応した藩士の氏名、その様子が実に具体的に記載されている。留守居や城代といった重職を担う藩士が、まず使者として派遣され対応しているのである。

さらに、内藤家から井伊家に持参した手控書は「覚」と上書きしており、その上包の料紙は美濃紙で、本紙の料紙は大奉書紙と、素材についても詳しく記録してある。

その後、両家の使者が交渉を繰り返して、同年十一月に両家として正式に縁組の約束を交わす。この様子については、「政順様御婚礼御双方問合書付留帳」から見ておこう。「十一月日、此方より井伊様衆へ遣上書、表立御縁組御約定御使者御取扱之式」と、改めて内藤家から井伊家へ使者を派遣して、正式に婚礼を約束したのである。⁴

なお、この十一月とは具体的に十一月二十六日である。それは内藤家の家老の御用日記である「万覚帳」の十一月二十六日に記載されていることから明らかである。⁵⁾内藤家から井伊家に派遣された使者は、家老の上田主計信古である。⁶⁾

両家として正式に婚礼の約束を交わした後に必要なことは、幕府に届け出て両家の婚礼を認められることである。幕府へ両家が婚礼を幕府に申し出て、許可されたのは文化十一年（一八一四）十二月十四日である。この日時については、井伊家の系譜から明らかである。充姫に該当する記載の箇所次のようにある。⁷⁾

（直中息女）内藤右京亮藤原政順室女子 実母家女勅使河原氏女

一 文化十一甲戌十二月十四日、縁組願之通被仰付候、同十二乙亥年六月、婚礼相整、

井伊家の系譜には、幕府から婚礼が許可された月日と、婚礼が完了した月を記している。月のみならず日までも丁寧に記していることから明らかのように、幕府から婚礼を認められることが大名家にとっては記録としても重要だったのである。系譜に婚礼当日の日は記さず月のみ記載しているが、幕府が許可した日については省略せずに日も明記していることから、その重要性が窺われる。

幕府から正式に婚礼を許可された後は、結納と輿入れの日を決めることになる。これらの日には繰り返し検討された。当初―すなわち文化十一年十二月の時点で、輿入れの月を六月と決定した。翌月―文化十二年正月に結納を五月下旬、輿入れを六月初旬と、さらに詰めていった。翌月―同年二月に結納の日の候補として五月二十一日、二十三日、二十六日、二十七日、輿入れを六月二日、五日、九日、十一日と、それぞれ四日分ずつ具体的な日を候補として示した。

しかしながら、実際に結納は五月十八日、輿入れは六月十三日となる。輿入れの時間は「吉刻」を選び、

午刻―現在の昼の十二時―に井伊家を出発することとなった。

- (1) 明治大学博物館所蔵内藤家文書「政順公御奥方充姫様御縁組一件」(第一部・一・四四)。この史料は相談開始時期―文化十一年八月―からの様子をまとめたものである。なお、以下で掲載する政順と充姫の婚礼関係史料は、全て明治大学博物館が所蔵する内藤家文書である。
- (2) 今村与一右衛門知郷については、明治大学博物館所蔵内藤家文書の「下士以上由緒書」(第一部・三〇由緒分限・五(一一))。
- (3) 脇十次右衛門豊矩については、彦根城博物館編集『彦根藩史料叢書 侍中由緒書 五』(平成一〇年)二七〇―三頁。なお、文化十二年八月二日に充姫の婚礼御用掛として尽力した功により、褒美として紋付の上下を一点と、銀一枚を拝領した(右同書の二七一頁)。
- (4) 「政順様御婚礼御双方問合書付留帳」(第一部・四・七四)。
- (5) 「文化十二年 万覚帳」(第一部・七万覚帳・一〇三)。
- (6) 上田主計信古については、「下士以上由緒書」(第一部・三〇由緒分限・五(六))。
- (7) 「井伊家系譜」(『新修彦根市史』第六卷、史料編、近世一、一〇一頁)。

三 省略を旨とした婚礼

藩主の婚礼であるが、この婚礼はできるだけ費用を抑えることを心がけた。それは両家が正式に婚礼の約束を交わした文化十二年十二月に次の様な内容を記した書類が井伊家側の城使である脇十次郎右衛門豊矩から内藤家にもたらされたことによる¹⁾。

当御時節之御義、其上此方様^ニも段々御物入御指添被成候付、可成丈御手軽^ニ御引越之御仕成^ニ被成度

(下略)

すなわち、現在の世相のことや、それに加えてこちら—井伊家—も段々と物入りのために出費がかさんでいるので、できるだけ簡略に引越し（充姫が結婚のために、井伊家の屋敷から内藤家の屋敷に移る、輿入れ）をするようにしたいというのである。

当時、多くの大名家は財政難を抱えており、井伊家も内藤家も同様である。井伊家としては、藩主の多数の妹・弟の嫁入りや婿入りにかかる費用は少しでも削減しなかった。一方、内藤家は数年来の天候不順により領内で一揆がおきており、恒常的な財政難は悩みの種であった。この井伊家の申し出は内藤家としては実にありがたい。したがって、「可成丈御手軽」、すなわちできるだけ簡略を旨として、以後の輿入れまでの過程を進めることにした。内藤家は次の様に返答している。

（前略）此方様^二も兼々御物入打続、御勝手向殊之外不如意被成御座候付、専被尽御儉約候折柄^二御座候へ者、万端如何様^二も御省略被成度候、依而其御許様^三も可成丈御手軽之御仕向^二御調御座候様成度思召候、簡素化した事項とは、行列と御色直、結納品の数などである。以下に具体的に示しておこう。

大名家の家人が移動する際には行列がつきものである。身分制社会ゆえ、家の格に相当した人数を整え、道具を携えて行列を行うことは重要である。外聞に関わることであるが、それでもこの婚礼では簡素化しようとしたのである。簡素化の方針を「御手軽」「御省略」という言葉で示している。行列を簡素にする様子が御色直の記事と共にあるので、左に示しておこう。²⁾

一充姫様御入輿之儀、御手軽^三御取扱被成候付而者、萬端御省略被成、御色直^三而御引越之御積^三被成度思召候、右^二付而者、充姫様御着服、并御供之女中共、着用之儀等、右之心得^三可被仰付候、其御許様思召

も不被為在御座候哉之事

充姫の輿入れについては手軽に行うので、万事について省略すること、御色直の回数も減らすというのである。さらに、右の文に続き御先行列を行わないようにしようとしている。

一御引越之御取扱^二被成候付而ハ、御先行列前日^二被差越候御格も御座候得者、御略式^二付而者御近例被仰合候、(下略)

引越しの行列として輿入れの前日に御先行列を行う場合もあるが、略式で行うので、最近の略式での行列の例に準じて、御先行列は省略することにしたのである。

結納品を簡素化した様子も示しておこう。簡素化は結納品の品目の数、及び品物の質と量の変更から窺われる。まず、結納品の数が七種類だった点である。数としては九種類が正式であるが、この婚礼では二種類少なかった。

次に、結納品の質と量の簡素化についてである。当初、提示された案が、再検討されてより軽減した。当初の案は左記の通りであった。³⁾

一御小袖 紅白唐綾 御双方様御紋散二重 御下召白

一御帯 紅白唐綾 御双方様御紋散二筋

一御末広 二本

一昆布 一二把 一折

一塩鯛 五掛 一折

一するめ 一二連

一 やなきたる 二 荷

しかしながら、実際には左の様に変更した。

一 御小袖

二重

一重 白綾幸菱

御慶方様御紋散

御下召 白羽二重

一重 紅緋珠

御慶方様御紋散

御下召 白羽二重

一 御帯

二筋

内

一筋 白綾

御双方様御紋散

一筋 錦

御双方様御紋散

一 御末広

一本

一 昆布

十二把

一 塩鯛

三掛

一 鯧

十二連

一 御樽

二 荷

変更したのは、小袖と帯、末広（扇子）、塩鯛（掛鯛―二匹の鯛の腹を合わせて一掛として整える―のこと）である。小袖は生地の変更であり、二重のうち、一重を白綾幸菱、もう一重を紅縹弥とした。帯は一筋を白綾、もう一筋を錦とした。いずれも、唐綾は取り止めたのである。塩鯛と末広は数を減らした。末広は二本の予定を一本減らし、塩鯛は五掛を二掛減らして三掛としたのである。

なお、結納品を内藤家から井伊家に届ける結納行列は五月十八日に、本使（家老）と副使（留守居）が使者としてとり行なった。その後、五月二十六日に結納の儀式をした。

その他、省略した事項のなかに、御色直の回数や祝宴料理の膳の数も該当する。これらについては、本稿の五で後述する。このように、藩主の婚礼ではあるができるだけ簡略にすることを旨としたのである。

(1) 「政順様御婚礼御双方問合書付留帳」(第一部・四家・七四)。なお、前掲拙著十二頁でこの申し入れを内藤家から井伊家にしたよう記載したが、正しくは井伊家から申し入れた。本稿で訂正しておきたい。

(2) 右同。

(3) 「政順公御奥方充姫様御縁組一件」(第二部・一家・四四)。

四 充姫に関する事項

井伊家から充姫を迎えるにあたり、内藤家に移動するのは、充姫に加えて、御里付重役と女中たちであった。御里付重役とは井伊家の藩士であり、一名が内藤家に移り常住し、充姫専属として御用を勤める。実際には、井伊家からの情報などは、御里付重役に伝えられ、井伊家と内藤家の連絡係りとしての役目を果たす。内藤家の初代の御里付重役に抜擢されたのは、西脇弥兵衛である。^① 西脇は充姫が輿入れするに先立ち、六月五日に内藤家に転居した。そして以後、内藤家から五人扶持を与えられる。西脇は、内藤家の奥様付重役川名藤兵衛庸貞^②と共に、充姫に仕えることとなる。

ところで、御里付重役は、当初は充姫が輿入れしてから暫くの間、井伊家から内藤家へ滞在させておく臨時の役人として、井伊家側は内藤家に正月十一日に申し入れていた。この申し入れに関する内藤家の記録は、左の通りである。^③

一 御入輿之御分内、御役人御老人、其御許様御附被進候様被成度候、尤右之通被 仰付候、

内藤家は「御紙面之趣致承知、追而可及御懸合候」と快諾した。あくまでも臨時の派遣としての合意であったが、実際にはその後、井伊家から必ず一人、御里付重役が内藤家に派遣されることは婚礼後暫くのみならず、以後、継続して常住したのである。^④

次に、充姫付きの女中についてふれておこう。女中の呼称や人数、備える道具、部屋組み、給金などはそれぞれの家、さらには姫によって異なるので、内藤家から井伊家側にあらかじめ問い合わせをしている。女中についての準備も迎える側としては準備が必要であった。

内藤家からの問合せに対して、井伊家側の返答は、その役名と人数は、老女一名、中老一名、御側四名、御小姓一、二名、御次二名、御台司二名、御中居二名、御末三名であった。女中の人数は十六、七名だった

のである。⁽⁵⁾

女中のうち数名は、充姫が内藤家に慣れるまでの間、井伊家から数人連れてくること、他は内藤家で揃えることとした。内藤家から井伊家にこの件について宛てた書類から、当該記事を示しておこう。⁽⁶⁾

(前略) 御馴染被為附候迄ハ、両・三人も其御許様⁵御附被進、其餘者不残此方様²而御侍受²被召抱候様仕度候思召も無御座候ハ、被 召連候御附女中人数・高・御役名等、成丈早キ方承知仕度候間、被仰知可被下候、

この時点で内藤家側は、井伊家側から連れて来る女中の人数や手当て、役名をできるだけ早く知りたいと井伊家に伝えている。内藤家としても準備する女中の人選を、家中の女性たちを対象を開始する必要がある。それらの女中たちに関する準備も伴うので、少しでも早く着手したかったのである。

井伊家から連れてくる二、三名の女中に対して、内藤家から給金を支払う必要があるため、その支給額を決めている。老女の場合、宛介金十両、仕着代五両、扶持方四人扶持、菜銀一ヶ月に十匁、塩・噌・粉・薪などはその時々に応じてとした。⁽⁷⁾

最終的には、老女一名と中老一名を井伊家から連れてきた。老女は藤江(藤枝)、中老は久野である。⁽⁸⁾

人の移動の次にも道具の移動についてふれておこう。充姫の婚礼道具は六月七日に内藤家に搬入した。三回に分けて運んだという。三回の具体的な時間は、六つ時(午前六時)、四つ時(午前十時)、八つ時(午後二時)であった。

輿入れの当日に運んだ婚礼道具として貝桶がある。貝桶は婚礼道具のなかでも夫婦の末永い和合を象徴する縁起物である。貝合わせ(貝覆い)の貝殻を入れる蓋付きの桶で、二個で一組である。充姫の貝桶は、現

在の所在は不明である。

貝桶の搬入については、「御貝桶之儀者、請取渡式法も有之義^二御座候得者、御引越御当日、御輿請取以前^三、御供跡籠馬相勤候御用人、御渡可申候間、御受取方右^二被准候様致度候^一とある。⁹⁾すなわち、貝桶については、受け取る際の儀礼があるので、引越しの当日に充姫が乗った輿が着くよりも前に、御供として貝桶を入れた籠の後に馬に乗って同行した井伊家の御用人が渡すので、受け取り方の内藤家側もそれに準じて御用人が受け取るようにしたい、とある。

さて、充姫自身に関する内藤家から井伊家への問い合わせについて紹介したい。実際に、膨大な婚礼書類にも関わらず、結婚する本人たち自身に関する記述はたいへん少ない。かろうじて、充姫の召尺と持ち物につける紋（御印）、その他に充姫の趣味・好みについて問い合わせる記述があった。

召尺と紋について問合せたのは、着物の準備の為である。ここでは、紋についての井伊家からの返答を左に挙げておこう。¹⁰⁾

御定紋書

御定紋

丸之内橘

井桁

一御召物御紋丸之内橘御用被成候、尤、問^二者、井桁御紋御用被成候儀も御座候、

丸に橘、さらに井桁の紋は、井伊家の家紋である。これまで充姫の着物の紋として主として丸に橘の紋を用い、時には井桁の紋も使ったと返答している。内藤家に嫁いでもこの紋を充姫の御印として用いるので、

内藤家側が準備するために問合せたのである。

趣味・好みについては、「充姫様、是迄御品・音曲、或は御香など之内、何之重^ニ御好・御翫被成候哉、御琴・御三味線之類、御流儀等、此節御内々承知仕度候事」である。つまり、充姫様がこれまで品物や音楽、お香はどのようなもの特に生まれ、楽しまれていたのか、お琴や三味線、それらの流派などについて、このたび内藤家としては内々に知りたく思いますという、問合せである。充姫が心地よくすごせるように、内藤家があらかじめ準備をしておこうとするあたかな心遣いがうかがわれる。

これに対する井伊家からの返答は、充姫は香道を嗜んでいること、琴は八橋流で、香道は米川流との返事であった。

- (1) 西脇弥兵衛については「文化十二年 万覚帳」による。
- (2) 川名藤兵衛庸貞については、「下士以上由緒書」(第一部・三〇由緒分限・五(四))、及び「文化十二年 万覚帳」による。
- (3) 文化十二年「万覚帳」。
- (4) 御里付重役の一例を挙げると、大泉市右衛門敬介とその養子の明影親子がいる。大泉については、『彦根藩史料叢書 侍中由緒書 一三』に詳しい。敬介は天保十四年(一八四三)七月二十一日に充真院の付人、すなわち御里付重役に任命され(右同書、二六四頁)、その後、明影が安政五年(一八五八)五月十二日に任命されている(右同書、二六七頁)。
- (5) 「政順様御婚礼御双方問合書付留帳」(第一部・四家・七四)。なお、この帳面の右の題名に続き、左側に小さい文字で、「御婚礼覚帳并諸向手配扣〔虫損〕」と記載されている。
- (6) 右同。
- (7) 右同。

- (8) 井伊家から内藤家に移動した老女と中老の名については、「文化十二年 万覚帳」による。
 (9) 「政順様御婚礼御双方問合書付留帳」。
 (10) 右同。

五 その当日

充姫は文化十二年六月十三日に、内藤家に輿入れした。輿入れは「引越」「輿入」「入輿」などと書類に記されている。この時、政順は十八歳、充姫は十六歳になっていた。輿入れは井伊家の上屋敷である桜田御門之外から内藤家の上屋敷がある虎ノ門までの移動である。転居とはいえ、江戸城の南に位置する大名家同士の婚礼である。実質、五、六百程の移動なのである。

内藤家に充姫が到着してからは、「御婚礼御規式之次第」のつとつて、一連の儀式が進められた。¹⁾ 充姫は到着後、すぐに化粧殿に入り、化粧直しをする。そこで早速、御手付三方を充姫に出す。次に、充姫が入輿の御土産を介添え役に渡す。これは政順への土産である。土産は七品で、長上下、半上下、熨斗目、白裕無垢、帯、扇子、畳紙である。

それから、新郎・新婦が宴席の場に着座する。着座すると直ぐに、三組の熨斗と三方を充姫側の年寄が指し出す。いよいよ三々九度を始める。初献は充姫、政順の順で杯の酒を飲み、二献は政順、充姫の順、三献は充姫、政順の順で、三々九度を交わした。この順に注目したい。当時、初献は夫・妻、二献は妻・夫、三献は夫・妻の順が一般である。異例な順であるが、充姫が名門井伊家の出身であるゆえ、尊重してこのよう

な順にしたのであろうか。

その後、充姫は御色直として、小袖に着替える。御色直はこの一回だけであった。なお、充姫は内藤家から結納品として贈られた白綾幸菱の小袖を着用して輿入れし、御色直でもう一つの結納品である紅繻珠の小袖を着用したのであろう。

御色直が終わると、祝宴の食事として本膳料理が供された。詳しくは左記の通りである。

御本膳 二ノ膳 三ノ膳

御向詰 御鉢 御汁御再進 御吸物 御塗鉢之御銚子 御湯 御菓子 御茶 惣御菓子

全三膳からなる本膳料理で、最初の膳は七菜、二膳は五菜、三膳は三菜である。御向詰は魚の姿焼きである。御菓子は十二組あったという。ところで、本膳料理は豪華な場合は四膳、五膳である。三膳にしたのは、この婚礼で心がけていた省略ゆえであらう。なお、当時の常としては祝宴の食事は新郎・新婦のみで行ない、親族は同席しない。

祝宴後、政順に充姫の老女と中老がお目見えした。井伊家からきた女中の藤江（藤枝）と久野の二人である。

その後、夫婦の寝間に婚礼床飾りの品として、白木三方打竹木に祝いの餅である三日夜餅を乗せて、もう一つの三方に乗せた盃と銚子と共に運ぶ。これにて、一連の婚礼の儀式が無事に終了したのである。

(1) 「御婚礼御規式之次第」(第二部・一家・二一九)は年欠だが、「文化十二年 万覚書」に「御婚礼御規式之次第」によって儀式が進んだと記してあるので、この書類は政順・充姫の婚礼の際の書類と見なしてよからう。

おわりに

大名家の家人同士の婚礼は、家同士の問題であり、両家の藩士たちが奔走して整えるのであり、結婚する本人たち自身に関する記述そのものは少なく、新郎・新婦について具体的に知ることは極めてむずかしい。婚礼が個人のためのものではなく、家のためである近世社会においては、いたしかたないことであった。

政順と充姫の婚礼関係史料が藩政文書の中に豊富に現存することは、この婚礼が近世後期であり、前期や中期よりも史料が残りやすいという时期的な要素もあるが、何よりも婚礼を藩の事業と認識していたため、記録を意識的に残したからといえよう。

さらに、内藤家としては、譜代の名門井伊家との縁戚関係を築いた貴重な記録であったことも要因といえよう。加えて、名門の姫を迎える婚礼ながらも、節約を心がけて万般をすすめた点は、今後、内藤家で縁組を行う場合に、先例として一つの指針となるからでもある。

尤も、内藤家において充姫は、夫が早世した後、充真院と称して過ごした長い生涯において、藩主の養母としての務めを果たし、後には隠居の身ではあるが下屋敷の主人としての立場を全うした。隠居としての務めは、いくつかの節季儀礼の主催者であったり、姫の養育にあたることなどささやかなものであったが、静かに内藤家を守ってきたといえる。

一方、家中らにとって充真院に御仕えした事は、各自の藩に対する業務であり、かつ事蹟の一つとして認識され、履歴として明記するべき事項であった。家中の履歴をまとめた由緒書（『新由緒書』『下士以上由緒書』）をひもとくと、充真院に仕えた記述が多数散見できる。さらに、充真院の聡明さや人柄は後世にも語

り継がれており、生存中にも内藤家や家中たちから尊敬されてきたことは明らかである。

名門の出身であることに加えて、内藤家・家中にとって人間的な面からも尊敬された充真院その人の魅力も、後世まで婚礼関係記録が残された因といえよう。